

平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る医療保険の一部負担金の
還付等に関するQ&A

平成 30 年 7 月 27 日
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

【一部負担金の還付について】

問1 住家の全半壊等により、一部負担金の免除に該当する被災者が、医療機関等の窓口で免除の申立てをせず一部負担金を支払った場合、後日、当該一部負担金の返還を受けることはできるのか。

(答)

猶予・免除を受けることができた者が医療機関等の窓口において一部負担金を支払った場合、被保険者は市町村(後期高齢者医療の場合は市町村を通じて後期高齢者医療広域連合)に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができる。

問2 一部負担金の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

(答)

一部負担金の免除の要件に該当する者がすでに医療機関等に支払ってしまった一部負担金の還付を受けるに当たっては、被保険者がお住まいの市町村(後期高齢者医療の場合は市町村を通じて後期高齢者医療広域連合)に還付申請書(様式1又は2を参考)を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書(保険者が不要と判断するときは必要としない)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

※ 上記取扱いについては、一部負担金免除証明書の交付が完了していない期間(一部負担金免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む。)における取扱いとする。免除証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、

- ① 一部負担金免除証明書(市町村からの免除証明書の交付をまだ申請していないときには、免除申請書とその添付書類)
- ② 医療機関等が発行した領収証等、支払った一部負担金の額が確認できる書類

の両方を提出する必要がある。

問3 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

(答)

領収証により保険診療に係る一部負担金の額を確認して還付する。

問4 領収証の紛失、または医療機関等の全壊等により、対象の被保険者が負担した一部負担金の額の確認が取れない場合はどうなるのか。

(答)

領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った一部負担金の額が確認できる書類を求め、医療機関等が廃院している等の理由により領収証の再発行が困難である場合は、レセプト情報や医療機関等に電話すること等により一部負担金の額を確認した上で還付する。

問5 還付の対象となる一部負担金はいつ時点からか。

(答)

平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された日以後の受診に係る一部負担金が対象となる。

問6 7月に入院していた場合などにおいて、一部負担金に災害救助法適用日より前に係るものと災害救助法適用日以後に係るものが含まれている場合、それぞれに係る自己負担額を確認し、災害救助法適用以後に係る自己負担分のみを免除とすればいいか。

また、医療機関が被災し、レセプト情報等を滅失したことにより、自己負担額の確認ができない場合は、どのように処理をすればいいか。

(答)

お見込みのとおり。

医療機関の被災により、災害救助法適用日より前に係るものと災害救助法適用日以後に係るものを区別できない場合、災害救助法適用日以降の日数が月の日数に占める割合を一部負担金の額に乗じた額を還付する。(例えば、災害救助法が7月5日に適用されている市町村の被保険者については、7月に支払った一部負担金の8割が災害救助法適用日以後の自己負担額とみなし、一部負担金等の額に0.8を乗じた額を還付する。)

問7 高額療養費の自己負担限度額以上の窓口負担をした者から還付申請が行われた場合、高額療養費に該当する部分は高額療養費として支出するべきか。また、審査支払機関から請求されすでに高額療養費として支出している場合は振替が必要なのか。

(答)

一部負担金等の免除が優先されるため、高額療養費を支給することはない。ただし、既に高

額療養費が支給されている場合は、一部負担金等の免除として振り替えれば、財政支援の対象とする。

問8 災害救助法適用日より前から継続して入院しており、一部負担金の額が災害救助法適用日以降に高額療養費の自己負担限度額を超えた場合は、一部負担金の免除対象者に対して還付する額は、自己負担限度額と災害救助法適用日より前の一部負担金の額の差額になるのか。

(答)

お見込みのとおり。

【一部負担金免除に係る免除基準について】

問9 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

(答)

「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成30年7月12日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「事務連絡①」という。)及び「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」(平成30年7月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。以下「事務連絡②」という。)において、災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険又は適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療に加入している場合において、「住家の全半壊・全半焼・床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨」の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしており、このうち「これに準ずる被災」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、保険者において、個別に判断いただくことになる。

このため、事務連絡①及び事務連絡②は一部損壊等の場合を広く免除の対象とするというものではなく、あくまでも、「全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる」と認められるかという点を個別に判断いただくことになる。

問10 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯は一部負担金免除の対象となるのか。

また、長期避難世帯と認定されていない場合で、避難指示を受けている場合等は対象となるのか。

(答)

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、一部負担金免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案したうえで、保険者において免除が必要と判断する場合は、一部負担金免除の対象として差し支えない。

問11 事務連絡①及び事務連絡②において「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしているが、「収入」には何が含まれるのか。失業給付は含まれるのか。

(答)

「現在収入がないもの」とは、失職前の給与収入が失われ、従前所得を保障するための失業給付や傷病手当金等も受給していないことを意味する。したがって、義援金や、子ども手当、児童扶養手当、家賃収入、年金収入等は「収入」には当たらない。

なお、収入金額や扶養家族の人数等を勘案し、十分な収入がないと保険者が判断する場合は、当該基準に準ずるものとして柔軟に対応しても差し支えない。

また、失業給付の受給期間が終了した場合は、収入がなくなると認められるので、免除の対象となる。

問 12 被災による直接の被害はないが、被災した取引先が倒産したことにより、結果的に業務を廃止せざるを得なくなった被保険者は、免除の対象となるか。

(答)

今回の被災と廃業等との間に個別具体的な因果関係があると判断できる場合は、免除として差し支えない。

問 13 主たる生計維持者が兼業農家であり、被災によって農業収入は無くなったが、雇用は継続しているため給与収入がある場合は免除の対象となるのか。また、失職して無収入となったが、事業は継続しており収入がある場合も同様か。

(答)

いずれの場合も免除の対象となる。

問 14 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者以外の者が、実質的に主たる生計維持者である場合であっても、主たる生計維持者が被災すれば免除の対象となるのか。

(答)

主たる生計維持者が被災していることが確認できれば、被保険者以外の者であっても免除の対象とする。

問 15 国民健康保険においては、資格証明書を交付されている被保険者についても、一部負担金免除の対象となるか。

(答)

免除の対象となる。

なお、資格証明書を交付されている被保険者が被災した場合は、国民健康保険法第9条第7項の規定により、被保険者証を交付することになる。